

日本GAP協会 JGAPマーク使用の細則

1. 目的

本細則は、一般財団法人日本GAP協会（以下、協会）の登録商標であるJGAPマーク（JGAP及びその文言を含むマーク）を使用する者が従うべき事項について、「JGAP総合規則」（以下、総合規則）の下でそれを補完するものである。よって、本細則に先立ち、総合規則を理解することを求める。

2. JGAPマークの種類と定義

JGAPマークには、JGAP認証農場マークとJGAP農産物使用マークがあり、以下に定義される。

（1）JGAP認証農場マーク

総合規則3(17)に定める「JGAP認証農産物」であることを表すマークで、JGAP認証農場及びJGAP認証団体が日本GAP協会から許諾を受けて表示することができる。



登録番号 123456789



Reg.123456789

（2）JGAP農産物使用マーク

総合規則3(17)に定める「JGAP認証農産物」を原料として使用し加工・製造した商品であることを表すマークで、その加工・製造業者（これをJGAP農産物使用マーク使用者という）が日本GAP協会から許諾を受けて表示することができる。

なお、JGAP農産物使用マーク使用者とは、商品に表記されている表示内容に法律上の責任を持つ者を指す。プライベートブランド商品等で製造委託している場合、製造委託先ではなく、販売者がJGAP農産物使用マークの使用について日本GAP協会から許諾を得る。



登録番号 123456



Reg.123456

3. JGAPマークの使用方法

(1) JGAPマークの色

「JGAP認証農産物」及びその商品の包装資材・梱包資材で表示する場合は、JGAPマークを使用する者が色を自由に決定することができる。その際は、農産物の色や包装資材で使用する他の色との組み合わせを考慮すること。

名刺、農場・団体の看板、ホームページ、その他の販促資材に使用する場合は、原則として提供された版下の色のまま使用すること。版下は3種類のファイル形式で提供され、下記の指示に従うこと。

緑色のタイプ

- ・JPEG ファイル (そのまま使用)
- ・EPS ファイル (緑色部分 DIC2555)
- ・GIF ファイル (そのまま使用)

登録番号まで含めてJGAPマークであり、その色についても上記に従う。

(2) JGAPマークの内容と形と大きさ

JGAPマークは日本GAP 協会が提供した状態で使用することとし、内容（文言）や形の変更は認めない。大きさの変更は、縦と横の比率を保持したまま拡大または縮小することは認める。

JGAP認証農場マークは、農場・団体の名称（名前）、または使用する農産物ブランド（小売業等のプライベートブランドを含む）よりも小さく表示することを原則とする。ただし、視認性を確保するため、最小でも高さ10mm 以上となることを優先する。

JGAP農産物使用マークは、商品ブランド名称、またはJGAP農産物使用マーク使用者の名称（または社名ロゴ）の表示より小さく表示すること。ただし、視認性を確保するため、

最小でも高さ10mm以上となることを優先する。

(3) JGAP認証農場マークの表示の条件

総合規則10.2.1に定める以外に、次の事項に留意すること。

- a. 総合規則3(17)に定める「JGAP認証農産物」だけが表示することができる。
- b. JGAP認証農場マークは、表示を義務付けるものではなく、表示をするかどうかは任意のものである。
- c. JGAP認証農場マークは、認証農場・認証団体から出荷される消費者向けの農産物、中間業者（外食・加工・業務など）向けの農産物のどちらにも表示できる。農産物へ直接表示する他、農産物の包装資材や梱包資材（ダンボール箱、茶の大海袋等）に表示できる。
- d. JGAP認証農場マークは、名刺、農場や団体事務局の看板、展示会等での説明パネル、ホームページ、パンフレット等の販促物に表示できる。団体認証を取得した団体の構成員について、その認証に関係ない者・部署はJGAP認証農場マークを名刺に使用することはできない。その他の使用方法については、協会に問い合わせること。
- e. JGAP認証農場マークを表示するときは、認証を得ている農場又は団体の名称（名前）を必ず併記し、また同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。尚、団体認証の場合は、農産物に団体の名称と団体に所属している農場の名前を両方明記することはできるが、農場名だけを単独で使用することはできない。必ず認証を得ている団体名称を明記すること。
- f. JGAP認証農場マークは消費者向け農産物ブランドではなく、その農産物を生産した農場・団体が導入している経営管理の手法を伝えるものである。よって、JGAP認証農場マーク自体がブランドであるような表示、または説明をしてはならない。

(4) JGAP農産物使用マークの表示条件および義務事項（補足1、2参照）

- 1) 総合規則10.2.2に定める以外に、次の事項に留意して表示・使用すること。
 - a. 日本GAP協会から許諾を受けたJGAP農産物使用マーク使用者またはその製造委託先が包装した商品に限る。
 - b. JGAP農産物使用マークの使用状況に関する報告書を日本GAP協会に年1回提出する。

報告の対象期間は4月から3月までの1年間とし、毎年、4月末までに提出する。報告書は様式B3：「JGAP農産物使用マークの使用状況に関する報告書」に示す。

c. JGAP農産物使用マーク使用者は、許諾時に日本GAP協会が発行する「JGAP農産物使用マーク使用許諾書」および「JGAP農産物使用マーク使用許諾書付属書」の内容に変更があった場合は、日本GAP協会へ変更連絡をすること。変更連絡は、更新された様式B1：「JGAPマーク使用許諾申請書【JGAP農産物使用マーク】」および様式B2：「JGAP農産物使用マーク申請付属書」を提出のこと。日本GAP協会は新たな「JGAP農産物使用マーク使用許諾書」および「JGAP農産物使用マーク使用許諾書付属書」をJGAP農産物使用マーク使用者へ送付する。

2) 総合規則10.2.2(2)(b)に定める“除外できる農産物以外の原材料”は以下のものとする。

- a. 水
- b. 食品衛生法 第4条2項で定める食品添加物
- c. 食塩

(5) JGAPについて補足説明をする

商品上または販促物などにおいて、JGAPについて補足説明を文言で行う場合、以下の定型文言から選択してJGAPマークと同時に使用・表示する。補足説明の文言は、視認可能かつ大きすぎない文字の大きさ（例えば、JIS（日本工業規格）Z 8305に規定する6ポイント以上12ポイント以下）で表示することが望ましい。尚、定型文言の表示は、その表示を義務付けるものではなく、任意である。

複数の定型文言を組み合わせて新たな一文を作成する、またはそれを外国語に翻訳することは可能とする。その際、元の意味から逸脱した内容になっていることが発覚した場合は、改善指導する。ただし、事前の審査は行わない。

日本GAP協会が発行するJGAP公式広報物またはその中で使用している文言を利用した補足説明も可能とする。

以下の定型文言以外のJGAP補足説明文言を使用することは原則としてできない。ただし、様式C1：「JGAPマーク定型文言の追加提案書」を用い、日本GAP協会に追加提案を要望することは可能である。日本GAP協会は、毎年12月に定型文言の追加が必要な場合には追加文言を起案し、理事及び技術委員を諮問先（審査）とし、理事長が許諾（承認）する形で行う。追加は本細則の変更を持って行われ、公開される。

<JGAPを補足説明する定型文言>

() 内は使用することが任意の文言を示しています。

JGAP（認証）は、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証です。

JGAP（認証）は、第三者機関の審査により、食の安全や環境保全に取り組んでいることが確認された農場に与えられる認証です。

JGAP（ジェイ・ギャップ）は、Japan Good Agricultural Practice（日本の良い農業のやり方）の略です。

JGAPは、農業界と流通業界と消費者が協力して開発した最新の農場管理の手法であり、食の安全と持続的な農業経営の両立を目指しています。

JGAPは信頼できる農場の目印

JGAPは信頼できる農場の証

（JGAPは）明確な基準：農林水産省が導入を推奨する「農業生産工程管理手法」の一つ。

（JGAPは）食の安全確保：農薬の管理や、肥料の管理の徹底。

（JGAPは）環境への配慮：環境保全に関する農作業の注意点。水や土壌の保全。

日本安全農場管理認証

註：中国・台湾等中国語圏で使用可能

以下は、JGAP 農産物使用マークに限り併記が可能な定型文言とする。JGAP 認証農場マークとの併記はできない。

この商品はJGAP認証農場の〇〇（品目名が入ります 例：米、緑茶、トマト、りんご）を100%使用しています。

(6) JGAPマークを使用しないJGAPの認証に関する表示方法

総合規則10.7のJGAPマークを使用しないJGAPの認証に関する表示を行う場合には、下記の条件を満たすこと。

1) 表示に含めなければならない内容

- ①「JGAP認証農産物」の名称
- ②「JGAP認証農産物」及び「JGAP認証農産物」と同一の種類の原材料（下記の例であれば人参）を合わせたものに占める重量の割合（ただし、その割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる）

2) 表示の大きさ

商品ブランド名称、または社名ロゴの表示より小さく表示すること。ただし、視認性を確保すること。

※表示の例示

人参（JGAP認証農場の農産物50%以上）

人参はJGAP認証農場の農産物を使用

JGAP認証農場の人参を使用

※説明：【JGAPの認証を表現する対象と表示手段の全体像】

| 表示する者 | 表示対象 表示手段 | JGAP 認証農 場で生産され た農産物 | JGAP 認証農場で生 産された農産物を使 用した商品 | 名刺、看板、ホームペー ジ、パンフレット、広告、 その他の販促資材 |
|-----------------------|---------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------|
| 認 証 農 場・団体 | JGAP 認証農場マーク | ○ | × | ○ |
| | JGAP 農産物使用マーク | × | ○（*注記 1） | ○（*注記 1） |
| | 文字のみ | × | × | ○（*注記 2） |
| 上 記 以 外 の 使 用 者 | JGAP 農産物使用マーク | × | ○（*注記 1） | ○（*注記 1） |
| | 文字のみ | × | ○ | ○ |

*注記 1) 総合規則 10.2.2(4)の条件を満たす場合に限る。

*注記 2) 米の場合の粳、玄米、精米、及び茶の場合の生葉、荒茶、仕上茶のどの段階までの認証であるのか認証範囲を明確にする必要がある。

4. JGAPマークが使用できるまでの流れ

(1) JGAP認証農場マークを使用するまでの流れ

1) 許諾申請

JGAP認証農場マークの使用を希望する認証農場・団体は、様式A1：「JGAPマーク使用許諾申請書【JGAP認証農場マーク用】」に必要事項を記入して、日本GAP協会宛に郵送する。

2) 許諾及びデジタルデータの提供

日本GAP協会は、申請内容の妥当性を確認した後、申込のあった認証農場・団体へ「JGAP認証農場マーク使用許諾書」を送付する。同時にJGAP認証農場マークの版下デジタルデータが入ったCD-Rを送付する。

3) JGAP認証農場マーク使用料と発行手数料

JGAP認証農場マークの使用頻度にかかわらず、使用料は無料である。JGAP認証農場マークの発行手数料は、別途定める各事業料金表に規定する。

4) JGAP認証農場マークの印刷

総合規則および本細則が定める条件を満たすようにJGAP認証農場マークを配置し、大きさや色を決めた上で、印刷業者等に版下デジタルデータを渡し、シールや包装資材や販促物を作成する。

定型文言については、総合規則および本細則が定める条件を満たすように配置・デザインし、シールや包装資材や販促物を作成する。

(2) JGAP農産物使用マークを使用するまでの流れ

1) 許諾申請

JGAP農産物使用マークの使用を希望する者は、様式B1：「JGAPマーク使用許諾申請書【JGAP農産物使用マーク用】および様式B2：「JGAP農産物使用マーク申請付属書」に必要事項を記入して、総合規則10.2.2(4)が求める当該商品の製造場所におけるISO22000

(FSSC22000含む)またはISO9001の認証、総合衛生管理製造過程の承認、その他第三者認証制度を有するGMP、HACCPの認証等の証明書類の写しを添付の上、日本GAP協会に郵送する。

2) 許諾及びデジタルデータの提供

日本GAP協会は、申請内容の妥当性を確認した後、申込のあったJGAP農産物使用マーク使用者へ「JGAP農産物使用マーク使用許諾書」および「JGAP農産物使用マーク使用許諾書付属書」を送付する。同時にJGAP農産物使用マークの版下デジタルデータが入ったCD-Rを送付する。

3) JGAP農産物使用マークの使用料と発行手数料

JGAP農産物使用マークの使用頻度にかかわらず、使用料は一定であり、JGAP認証農場マークの発行手数料とともに、別途定める各事業料金表に規定する。

4) JGAP農産物使用マークの使用

総合規則および本細則が定める条件を満たすようにJGAP農産物使用マークを配置し、大きさや色を決めた上で、印刷業者等に版下デジタルデータを渡し、シールや包装資材や販促物を作成する。

定型文言については、総合規則および本細則が定める条件を満たすように配置・デザインし、シールや包装資材や販促物を作成する。

5. JGAPマークを表示した商品デザインの報告義務

- (1) JGAP マークを表示した商品デザインを開発した農場・団体、及び JGAP 認証農産物使用マーク使用者は、開発した商品デザインを日本 GAP 協会に報告する。報告に書式は特に定めないが、JGAP マークを使用している商品・包装資材・梱包資材について表裏を含む全体像が明確にわかる資料（版下・現物・写真等）で報告すること。
- (2) 日本 GAP 協会は、報告された商品デザインの使用方法が適切でない場合には、当該組織に改善を要求する。

6. JGAPロゴマークについて

JGAPロゴマークを農産物及びその加工食品自体に表示してはならない。

【JGAPロゴマーク】



7. 不正使用への対応

JGAP” の文言の不正使用が発覚した場合、日本GAP協会はその者に対して差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。

附則

本細則は2010年7月 1日より有効となる。

改定日

第1改訂日：2011年1月6日

第2改定日：2011年10月30日

第3改定日：2013年4月12日

第4改定日：2015年1月20日

第5改定日：2015年5月18日

一般財団法人日本GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4F
TEL:03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113